

令和3年度第1回総会（月例）議事録

日 時	令和3年4月28日（水） 午前10時開会
場 所	教育総合センター2階 女性会館
出席委員 （19名）	上入來 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 横峯 明人 室屋 智美
欠席委員 （0名）	
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新地 専門員 大西、矢崎 主 査 水盛、取違、帖地、安樂、有村、渡邊 主 事 塩田 主 任 鮫島、水口、山本、西、平川
農政総務課	技 師 橋口
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農地利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第1回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、審議に入ります前に、4月1日付けでおこなわれました、事務局職員の人事異動について、三浦事務局長から紹介をお願いします。</p> <p>（三浦事務局長から各支局の支局主任並びに職員紹介）</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、鳩屋委員、松下委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～3ページ 10件	
議 長	<p>それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。 番号1号、申請理由：相手要望、新規就農、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、6番委員お願いします。</p>
6番委員	<p>ご報告します。 番号2号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号3号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号4号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、19番委員お願いします。</p>
19番委員	<p>ご報告します。 番号6号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3番委員	<p>ご報告します。 番号7号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、11番委員お願いします。</p>

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。 番号9号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」10件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件 4ページ～5ページ 6件</p>	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 それでは、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、用途・施設：駐車場150.00㎡、転回場等454.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西・北…雑種地、南…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。 この件について、補足して説明いたします。 申請地は、道路に接していませんが、申請地への出入りについては北側の譲受人が所有する雑種地を通路として使用します。その通行承諾書が添付されております。 番号2号、駐車場262.50㎡、転回場等433.50㎡、東・北…水路、西・南…他人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。 この件について、補足して説明いたします。 北・東側に設ける車両進入口には、車両重量に十分耐えうる可変側溝を設置いたします。 また設置にあたりまして、水路管理者と協議中でございます。 番号3号、駐車場576.00㎡、転回場等401.00㎡、東…宅地、西…雑種地、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、重機置場40.00㎡、駐車場56.00㎡、転回場等142.00㎡、東…私道、西・南…他人畑、北…雑種地、境界…土留、雨水…自然流下。以上です。</p>
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、貸資材置場68.00㎡、転回場等281.00㎡、東…他人田、西・北…河川、南…市道、水路、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、支所から南に約3.8kmに位置し、平成8年に土地改良法による換地処分が行われた第1種農地に該当します。</p> <p>申請人は、申請地を住宅メーカーに建築資材置場として貸出すものです。</p> <p>第1種農地の農地転用は、原則として許可することはできませんが、申請施設は不許可の例外である農地法施行規則第33条第4号に規定する集落接続施設に該当することから、申請はやむを得ないと判断したものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、通路162.00㎡、東…他人畑、西…別件5条申請地、本人畑、南…市道、北…本人畑、境界…土留、雨水…市道側溝。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号5号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」6件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号5号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題3. 農地法第5条許可申請に関する件 6ページ～12ページ 22件	
議 長	次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟96.88㎡、庭敷地等179.12㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・北…宅地、西…私道、南…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、駐車場375.00㎡、通路58.00㎡、転回場等563.00㎡、東・北…宅地、西…雑種地、河川管理道路、南…里道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、建売住宅1棟96.05㎡、庭敷地等149.95㎡、東…里道、西…他人畑、宅地、南…他人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、建売住宅2棟158.98㎡、庭敷地等338.02㎡、東…水路、西・南…渡人田、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>市道からの出入りについては、申請地東側の水路に橋ふたを仮設することで、水路管理者と協議中でございます。</p> <p>番号5号、建売住宅1棟97.71㎡、庭敷地等165.29㎡、東…里道、西…宅地、南…他人畑、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、建売住宅2棟162.30㎡、庭敷地等336.70㎡、東・南…渡人田、西…里道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>譲渡人は平成7年11月10日付第3条許可を受け、申請地を耕作しておりましたが、高齢で後継者もないため、今後耕作が困難になったとの理由書が添付されております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、6番委員お願いします。
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、駐車場422.00㎡、東…他人田、西…農道、南…国道、北…水路、境界…土留、ブロック積、雨水…国道側溝、賃貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、通路171. 00㎡、東…里道、他人畑、西…山林、他人畑、南・北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号9号、資材置場325. 00㎡、駐車場52. 00㎡、転回場等623. 00㎡、東…他人畑、宅地、西…渡人畑、宅地、南…他人畑、北…里道、境界…フェンス、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、資材置場127. 50㎡、転回場等167. 50㎡、東…水路、西…里道、南…宅地、北…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、住家1棟155. 68㎡、車庫1棟44. 00㎡、庭敷地等270. 32㎡、東・南…別件5条申請地、西…水路、北…市道、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、貸資材置場36. 00㎡、通路211. 00㎡、法面220. 00㎡、転回場等194. 00㎡、東…里道、西…水路、別件5条申請地、南…山林、北…市道、別件5条申請地、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、資材置場96. 00㎡、駐車場25. 00㎡、転回場等212. 00㎡、東…他人畑、西・北…宅地、南…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号14号、住家1棟80. 49㎡、庭敷地等83. 51㎡、東・西…宅地、南…私道、北…宅地、他人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、住家1棟104. 82㎡、庭敷地等296. 18㎡、東・北…貸人畑、西…宅地、南…宅地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、住家1棟53.92㎡、庭敷地等171.08㎡、東…別件4条申請地、西…宅地、南・北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は道路に接していませんが、申請地への出入りについては、東側にある譲渡人が所有している別件4条申請地を通して、隣接する市道に出入りします。</p> <p>番号17号、住家1棟70.50㎡、教室1棟39.00㎡、庭敷地等719.50㎡、東・北…農道、西…宅地、南…里道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、喜入支所から北西に約2.2kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、駐車場315.00㎡、事務所1棟150.00㎡、通路等1,262.00㎡、東…県道、西…雑種地、南…宅地、雑種地、北…渡人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、駐車場2,075.00㎡、資材置場1,146.00㎡、通路等246.00㎡、東…他人田、里道、西・北…水路、南…他人田、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足説明を行います。</p>

松元支局	<p>この件について、図面で説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、松元支所から南東に約5.0kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は、土木・建築業を営んでいる法人です。</p> <p>現在、申請地附近に資材置場を所有しておりますが、大型車両の往来が困難な、住宅地内にあるため、業務拡大に伴い不便となったことから、今回、市道に面した申請地を申請することに至ったものです。</p> <p>農地は5筆あり、面積は3,467㎡です。</p> <p>西側には、水路を挟み約7メートル幅員の市道がありますので、こちらから出入りすることになります。</p> <p>利用計画では、東側に10tダンプ6台、4tダンプ3台を駐車します。</p> <p>北側には、ユンボを7台置きます。</p> <p>こちら側は、砂利置場、作業場、型枠置場、鉄筋置場として、申請地全てを利用する予定です。</p> <p>周囲に農地がありますが、土留めにより土砂流出を防ぐとのことでした。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
3番委員	<p>続きです。</p> <p>番号20号、資材置場1,590.00㎡、駐車場60.00㎡、転回場等50.00㎡、東…市道、西・北…山林、南…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、住家1棟102.47㎡、庭敷地等355.53㎡、東…宅地、西・南…貸人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、郡山、11番委員をお願いします。</p>
11番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号22号、住家1棟99.99㎡、庭敷地等126.03㎡、東…市道、西・南…宅地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号17号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7 番 委 員	<p>番号20で、会社が資材置場にするのですが、5条で転用をかけた後、これを例えば住宅地として変更するには、どれ位の制約があるのですか。5条転用をかけたら、即、住宅が建ちますよね。その時の制約というのがあるのですか、ないのですかという質問です。</p>
事 務 局	<p>5条で今回の場合は、資材置場、駐車場、転回場等として申請がなされております。許可についても、その用途で使用するというので、許可書をお出しするわけなので、その用途に必ず転用はして頂かないといけないと思います。転用をその通りにされなかった場合には、許可取消ということも、有り得ることになります。</p>
7 番 委 員	<p>1年とか2年とか制約がありますか。</p>
事 務 局	<p>転用を完了されまして、法務局の方で登記を変えられましたら、農地法の制限は外れます。</p>
7 番 委 員	<p>この会社は、大々的にあちこち開発をして、住宅を建てる建設会社なんです。建売住宅で出てこなかった理由が何かあるかもしれませんが、即、建売住宅に変更する可能性がある業者なんです。だから、その時に期限の制約がありますかという質問です。例えば、資材置場で登記が終わりました。農地法から外れるのは、よくわかっています。そしたら、即、今度は、次の段階で、建売住宅で計画しても全然関係ないわけですよね。</p>
事 務 局	<p>こういう行為が繰り返されると、次、この会社が、同じように資材置場で申請をされた場合に、転用の確実性が疑われますし、申請者の信用性がないということで、許可の判断には影響があるとは思いますが。</p>
7 番 委 員	<p>わかりました。</p>

議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」22件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号17、転用面積が3,000㎡を超える番号19号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 非農地認定に関する件</p> <p>13ページ～15ページ 8件</p>	
議 長	<p>次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木・唐竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：通路として50年経過、現況道路。以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：4782-ハ：雑木・孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。4816-1：孟宗竹自然繁茂、約60年経過、現況山林。5024：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：雑木・孟宗竹自然繁茂、約50年経過、現況山林。以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p>
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。以上です。</p>

議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	ご報告します。 番号8号、調査結果：杉、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」8件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題5. 農地利用変更届出に関する件 16ページ 1件	
議 長	次に、議題5.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：傾斜地のため切土・盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和3年5月1日、工事終了日：令和3年9月30日、周囲の状況：東…里道、西…市道、南…宅地、里道、北…水路、境界…L型擁壁、高さ…1.8m、作物…果樹、搬入土…黒ボク土。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。

議題 6. 農用地利用集積計画に関する件 17ページ～34ページ 44件	
議 長	<p>次に、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>23～24ページ、番号15号につきましては、18番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、18番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>18番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(18番委員離席後)</p> <p>それでは、番号15号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>23～24ページをご覧ください。</p> <p>番号15号、地目：4筆が田、面積2,381.00㎡、21筆が畑、面積29,473.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：更新。令和3年4月30日公告予定です。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」の番号15号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお願いします、再び議事進行をお願いいたします。</p> <p>(18番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの43件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の17ページをご覧ください。</p> <p>「議案第6号」、令和3年4月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃借権19件、28筆、26,092.00㎡。使用貸借権25件、58筆、67,529.00㎡。合計44件、86筆、93,621.00㎡です。</p> <p>議案書の18ページから34ページは、農用地利用集積計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7番委員	<p>いつもこの利用権設定の所で、委員が関与する時、議事参与制限があるのはわかるのですが、他の案件について一括して事務局から説明をするのに、なぜ委員の分だけ、議事参与制限の時に議場を出ないといけないのですか。</p> <p>一つ一つ説明をするべきではないですか。委員の分だけ説明して、他の分は一括説明するのなら、出る必要はないのではないですか。</p>
議長	<p>農業委員で関係するから出ないといけないのです。法律で決まっています。</p>
7番委員	<p>現状でそういう矛盾を感じるのだから、変更を農業会議等に事務局から要請してもらいたいです。</p>
議長	<p>とりあえず、要望として聞いておきます。</p>
7番委員	<p>皆さんはおかしいと思いませんか。私は常に疑問に思っています。</p>
議長	<p>農業委員だから出ないといけないと思っています。</p> <p>おかしいとは思いません。</p>
7番委員	<p>だったら、一括説明ではなくて、1件ずつ説明すべきだと思います。</p>

議 長	<p>要望として聞いておきます。</p> <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、松元、3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、携帯電話基地局</p> <p>4. 現況、申出地は、直木町椿山地区にあり、松元支所から南西へ約4kmに位置し、東側は県道、西側は他人畑、南・北側は宅地に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 35ページ～37ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本局、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。35ページです。 照会日：令和3年3月30日、現況：一部農地、一部非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況一部農地、一部非農地である。 処理状況：令和3年4月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、谷山、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	報告します。36ページです。 照会日：令和3年4月5日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和3年4月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	報告します。37ページです。 照会日：令和3年4月1日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和3年4月12日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 38ページ～39ページ 4件	
議 長	報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	38ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は4件です。 登記地目別では、田4筆、2,112.00㎡、畑24筆、19,533.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が4件。権利の種別は、所有権が4件。農業委員会によるあっせん等は、希望有が1件、無が3件となっております。 39ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 40ページ～47ページ 23件	
事務局	<p>40ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、その他が2件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が19件、駐車場が2件、合計21件となっております。</p> <p>41ページは、4条関係2件、42ページから47ページは、5条関係21件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 48ページ 3件	
事務局	<p>48ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>谷山、桜島、喜入地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
5. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料3	
議長	<p>次に、報告事項5「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項5 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の2月分については、訪問戸数125戸、うち不在12戸、調査回答戸数114戸、貸出希望6戸89.75アール、借入希望1戸20.00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数4,969戸、うち不在488戸、調査回答戸数4,528戸、貸出希望248戸5,008.53アール、借入希望52戸2,200.00アール、貸出実績14戸198.46アール、借入実績10戸134.91アール、中間管理事業活用実績46.17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議 長	ありがとうございました。 (議事終了：午前10時50分) 続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。
事 務 局	・令和3年度第2回総会（月例）開催日時は、 5月28日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
議 長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会（午前10時55分）

鹿児島市農業委員会総会

議 長

議 事 録 署 名 者

1 番 委 員

3 番 委 員